



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月17日（金） 第10083号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（財産有効活用課） 2

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課） 3
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課） 3
- 道路の区域変更（道路管理課） 4
- 同 4
- 道路の供用開始（同） 5
- 同 5
- 同 5
- 都市再生特別措置法の規定による特例道路占用区域の指定（同） 6
- 都市計画事業の認可（都市計画課） 6
- 都市計画事業の変更認可（同） 7

### 公 告

- 所在不分明通知（林政課） 7
- 肥料の登録事項に係る変更届出（技術支援課） 8
- 土地改良事業計画の決定に係る縦覧（農村整備課） 8
- 開発工事の完了（建築課） 8

■ 規則

群馬県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十二号

群馬県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

群馬県庁舎等管理規則(平成十二年群馬県規則第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第67号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] フラン-2-カルボキシアミド（通称名 para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）及びその塩類
- (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン（通称名MET）及びその塩類
- (3) （8R）-N，N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1V-LSD）及びその塩類
- (4) 1- [1-（3-メチルフェニル）シクロヘキシル] ピロリジン（通称名3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

## 3 指定が効力を失う日

令和5年3月20日

## 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

## ◎群馬県告示第68号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 区域及び期間

- (1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林
- (2) 期間 令和5年4月6日から同年5月25日まで

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

## 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼

却すること。

- 4 命令しようとする理由 1 (1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他
- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	寺尾藤岡線	高崎市寺尾町字恵下分568番の1地先から同市同字下石堂980番の2地先まで	前	6.9～15.1 22.0～38.0	455.7 314.0
			後	22.0～38.0	314.0

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	四ツ塚原之郷 前橋線	前橋市富士見町原之郷字白 川819番の1地先から同 市同字新屋敷1090番の 1地先まで	前	8.3～12.2	516.0
			後	13.5～16.3	516.0

◎群馬県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	桐生市広沢町二丁目字谷津2954番の2地先内	令和5年3月17日

◎群馬県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	津久田停車場前橋 線	前橋市北代田町字中484番の2地先から同市同字 同486番の8地先まで	令和5年3月17日

◎群馬県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	宇田磯部停車場線	富岡市妙義町下高田字遠鶴巻3575番の2地先から安中市中野谷字向原1036番地先まで	令和5年3月19日 午前10時30分

◎群馬県告示第74号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第3項の規定により、特例道路占用区域を次のとおり指定する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定する区域及び施設等の種類

道路の種類	路線名	区 間	延 長 メートル	施設等の 種 類
県道	前橋停車場線	前橋市表町二丁目9番12地先から同市同9番4地先までの左の歩道部	135.3	食事施設、購買施設その他これらに類する施設（道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものに限る。）
		前橋市表町二丁目3番4地先から同市同3番3地先までの左の歩道部	33.4	
		前橋市表町二丁目2番7地先から同市同2番6地先までの左の歩道部	56.0	

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日

◎群馬県告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、藤岡都市計画事業を令和5年3月17日、次のとおり認可した。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画火葬場 藤岡市火葬場
- 3 事業施行期間 令和5年3月17日から令和8年9月30日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 群馬県藤岡市中栗須字藤岡境内  
群馬県藤岡市藤岡字北ノ原境内

(2) 使用の部分 群馬県藤岡市中栗須字藤岡境内

◎群馬県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画公園事業 6・5・2号 前橋総合運動公園
- 3 事業施行期間 平成26年3月28日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第51条の規定による使用権設定に関する裁定の申請について、同法第53条第1項の規定により使用権設定に関する裁定を行い、同条第3項の規定によりその旨をその土地の所有者に通知したところ、所在が不分明なため、同法第189条の規定により通知の内容を神流町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 裁定年月日  
令和5年2月17日
- 2 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目、面積

使用権を設定すべき土地の所在、地番	地目	面積（㎡）
多野郡神流町大字魚尾1327-1	保安林	448
多野郡神流町大字魚尾1327-2	山林	
計		448

- 3 設定すべき使用権の内容及び存続期間
  - (1) 設定すべき使用権の内容  
森林から木材を搬出するために必要な作業道（幅員3m、延長112m）の設置に必要な土地の使用
  - (2) 存続期間  
令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
- 4 使用の時期

令和5年7月1日

5 補償金の額並びにその支払時期及び方法

(1) 補償金の額

土地使用料 403円  
立木補償費 0円  
計 403円

(2) 支払時期及び方法

裁定のあった日の翌日から起算して90日以内に補償金を口座振込（土地所有者の所在が判明した場合）又は供託所に供託する。

6 その他

上記土地の所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	変更年月日	変更事項	新	旧
群馬県登録第10009号	混合有機質肥料	K ユーキ	株式会社 welzo	令和5年1月1日	生産業者の名称	株式会社 welzo	株式会社ニチリウ永瀬
群馬県登録第10010号	豆腐かす乾燥肥料	植物ユーキ5号	株式会社 welzo	令和5年1月1日	生産業者の名称	株式会社 welzo	株式会社ニチリウ永瀬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営追分土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和5年3月20日から同年4月17日まで
- 縦覧に供する場所 沼田市役所及び昭和村役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為

に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町矢島35-1、35-3、35-4、35-5、35-6、35-7、35-8、35-9、42-2、50、54-1、59-1、54-2の一部、54-3の一部、510-2の一部、510-3の一部、510-4の一部、510-2地先道の一部、42-2地先水路の一部、54-2地先水路の一部	邑楽郡明和町中谷331-1 明和町土地開発公社 理事長 富塚基輔
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字天神久保1085-1、1084-4、1084-4先道路・水路	邑楽郡大泉町西小泉三丁目3番20号 有限会社アーバン 代表取締役 有賀隆之

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111